

ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業 調査票記入注意

この調査票にお答えの内容は、統計上の
目的以外に使用されることはありません

平成18年11月1日
経済産業省

調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。
調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しと
なっていますので、記入者（事業所）の控え・保存用として使用してください。

基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンをを用い、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3% 6%、1.5% 2%）で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) この調査は、事業所単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「事業所」若しくは「主たる業務」() について「あなたの事業所」に関する内容を記入してください。同一企業内の他の事業所分は含みません。
() この調査における「主たる業務」とは、「ソフトウェア業務」、「情報処理・提供サービス業務」のうち、売上高が多い業務をいいます（以下同じ）。当該各業務の内容は、下記の「 . 調査対象となる事業所」の(1)及び(2)において記載されている業務となりますので参照してください。

調査対象となる事業所

この調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類（JSIC）小分類391 - ソフトウェア業又は同小分類392 - 情報処理・提供サービス業に格付けされる事業所です。具体的には、

- (1) 「ソフトウェア業」は、顧客の要請に応じて、以下の業務を営む事業所が調査の対象となります。

電子計算機のプログラムの作成及びその作成に関する調査、分析、助言などのサービス
電子計算機のパッケージプログラム() の作成及びその作成に関する調査、分析、助言などのサービス

- () プログラムとマニュアルがセットになって箱にパッケージングされているソフトウェア、パソコン等に最初から組み込まれて（インストールされて）出荷されているソフトウェア、ゲーム用ソフトウェアなど

- (2) 「情報処理・提供サービス業」は、顧客の要請に応じて、以下の業務を営む事業所が調査の対象となります。

電子計算機を用いて委託された計算を行うサービス（顧客が自ら運転する場合を含む）
電子計算機用のデータ媒体にデータを書き込むサービス（データエントリーサービス）

各種（不動産情報、気象情報、科学技術情報など）のデータを収集、加工、蓄積し、情報として提供するデータベースサービス
ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営サービス
市場調査、世論調査などの各種調査サービス

ただし、次のような業務を行う事業所は調査の対象となりません。

インターネット附随サービス業（JSIC小分類401）

（注）アプリケーション・サービス・プロバイダー（ASP）、コンテンツ配信等の業務ですが、ソフトウェアの作成から一貫して行うASP業務など一部調査の対象となる業務もあるため、詳細については本記入注意の6頁をご覧ください。

ソフトウェアの販売

他の事業所によって開発されたソフトウェア・プロダクトの販売のみを行っている事業所（JSIC大分類J - 卸売・小売業）

社内業務

ソフトウェア業務又は情報処理・提供サービス業務を自企業のための社内業務としてのみ行っている事業所（金融機関の計算部門等）

情報を記録した物（オーディオディスクレコード、ビデオディスクレコード、オーディオテープレコード、磁気カード等）の製造 情報記録物製造業（JSIC細分類3296）

新聞、定期刊行物、テレビ等へのニュースの提供 ニュース供給業（JSIC細分類4151）

興信所（JSIC細分類8091）、観光案内業（JSIC細分類8399）

経営コンサルタント業（JSIC細分類8093）

（参考）日本標準産業分類（JSIC）

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。（詳細は総務省のホームページ

（<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>）をご覧ください。）

(1) ソフトウェア業 (JSIC小分類番号 :391)

受託開発ソフトウェア業（JSIC細分類番号：3911）

顧客の委託により、電子計算機のプログラムの作成及びその作成に関して、調査、分析、助言などを行う事業所をいう。

【例示】受託開発ソフトウェア業、プログラム作成業、情報システム開発業、ソフトウェア作成コンサルタント業

パッケージソフトウェア業（JSIC細分類番号：3912）

電子計算機のパッケージプログラムの作成及びその作成に関して、調査、分析、助言などを行う事業所をいう。

【例示】パッケージソフトウェア業、ゲーム用ソフトウェア作成業

(2) 情報処理・提供サービス業 (JSIC小分類番号 :392)

情報処理サービス業（JSIC細分類番号：3921）

電子計算機などを用いて委託された計算サービス（顧客が自ら運転する場合を含む）、データエントリーサービスなどを行う事業所をいう。

【例示】受託計算サービス業、計算センター、タイムシェアリングサービス業、マシンタイムサービス業、データエントリー業、パンチサービス業

情報提供サービス業（JSIC細分類番号：3922）

各種のデータを収集、加工、蓄積し、情報として提供する事業所をいいます。

【例示】データベースサービス業（不動産情報、交通運輸情報、気象情報、科学技術情報などの提供サービス業）

その他の情報処理・提供サービス業（JSIC細分類番号：3929）

市場調査、世論調査など、他に分類されない情報処理・提供サービスを行う事業所をいう。

【例示】市場調査業、世論調査業

調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意						
1	事業所名及び所在地	<p>(1) 「事業所名」については、あらかじめプリントされている事業所の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの事業所の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに()書きで記入してください。また、事業所名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「事業所の所在地」については、あらかじめプリントされている内容(郵便番号、所在地及び電話番号)が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの事業所が現に所在する所在地を記入してください。</p> <p>(3) 「本社の所在地」については、あなたの事業所が支社、支店及び営業所である場合に、本社が現に所在する所在地を記入してください。したがって、あなたの事業所が本社である場合は、この項目に記入する必要はありません。</p>						
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「経営組織」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する経営組織の番号を で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの事業所が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「資本金額(又は出資金額)」欄に必ず記入してください。なお、資本金額(株式会社、有限会社)又は出資金額(合資会社、合名会社、合同会社)が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(5千円以上1万円未満の場合は「1万円、5千円未満の場合は「0万円と記入してください)。</p> <table border="1" data-bbox="459 1223 1414 1794"> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1223 660 1301">1 会社</td> <td data-bbox="660 1223 1414 1301">株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1301 660 1637">2 会社以外の法人・団体</td> <td data-bbox="660 1301 1414 1637">公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社()をいいます。 ()「<u>外国の会社</u>」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「<u>外資系の会社</u>」は「<u>外国の会社</u>」とはせず、「<u>1. 会社</u>」となります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1637 660 1794">3 個人経営</td> <td data-bbox="660 1637 1414 1794">個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </tbody> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社()をいいます。 ()「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「 <u>1. 会社</u> 」となります。	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。							
2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社()をいいます。 ()「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「 <u>1. 会社</u> 」となります。							
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。							
3	本社・支社別	<p>「事業所の本社・支社別」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する本社・支社別の番号を で囲んでください。</p> <p>また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社と子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係はありません。</p>						

調査事項ごとの記入注意 (つづき)

番号	調査事項	記入注意						
3	本社・支社別 (つづき)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="459 342 659 456">1 単独事業所</td> <td data-bbox="659 342 1412 456">他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 456 659 696">2 本 社</td> <td data-bbox="659 456 1412 696">他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 696 659 810">3 支 社</td> <td data-bbox="659 696 1412 810">他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。</td> </tr> </table>	1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。	2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。	3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。
1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。							
2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。							
3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。							
<p>以下の調査事項 (番号 4～ 7)については、あなたの事業所みの金額 (又は割合)等を記入してください。他の事業所分は含みません。</p>								
4	年間売上高	<p>(1) 「 事業所の年間売上高 (消費税額を含む。)」 <u>事業所の年間売上高</u>については、<u>あなたの事業所が平成 17年 11月 1日から平成 18年 10月 31日までの 1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u> なお、上記 1年間で記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の 1年間の事業所の売上高を記入してください。 当該年間売上高には、本社・支社 (営業所)間及び支社 (営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格若しくは振替仕切額 (提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含めてください。 当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>(2) 「 の 事業所の年間売上高 (消費税額を含む。)」に占める業務別売上高 上記 (1)の「 」欄で記入した「事業所の年間売上高」について、「ソフトウェア業務」、「情報処理・提供サービス業務」及び「その他業務」に分けて業務別売上高を記入してください。 「ソフトウェア業務」及び「情報処理・提供サービス業務」の業務の内容については、本記入注意の「 . 調査対象となる事業所」において記載されている業務 (1～ 2 頁参照)に基づきますので、当該部分を参照してください。 「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、「その他業務」全体の売上高に対する当該業務 (売上高がある業務)の売上高の割合を記入してください。例えば、「インターネット附随サービス業務」の売上高がある場合は、「その他業務の内訳」の表の</p>						

調査事項ごとの記入注意 (つづき)

番号	調査事項	記入注意												
4	年間売上高 (つづき)	<p>「インターネット附随サービス業務」欄に、「その他業務」全体の売上高に対する「インターネット附随サービス業務」の売上高の割合を記入してください。</p> <p>なお、「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、記入注意の「5 年間売上高の契約先産業別割合」に記載している産業別区分(7~8 頁参照)に従ってください。</p> <p>(3) 「主たる業務」の年間売上高の業務種類別割合</p> <p>「ソフトウェア業務」と「情報処理・提供サービス業務」のうち、売上高が多い業務(「主たる業務」といいます(以下同じ。))のみについて、矢印に従って該当する業務の表に、年間売上高の業務種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください(対象となる業務については、国内・国外取引を問いません)。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。</p> <p><ソフトウェア業務></p> <table border="1" data-bbox="464 987 1418 2029"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 987 683 1032">業務種類</th> <th data-bbox="683 987 1418 1032">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 1032 683 1503">受注ソフトウェア開発</td> <td data-bbox="683 1032 1418 1503"> 特定のユーザーからの受注により、新たに開発・作成するオーダーメイドのソフトウェアをいい、システムインテグレーション・サービス()や保守業務も含めてください。 ()「システムインテグレーション・サービス」情報システムの企画提案(コンサルティング)から要件定義、開発・構築、運用、教育に至るまで、システム構築に係る一切を総合して提供するサービス(LAN等ネットワーク構築を含む。)情報処理サービス業者が受託計算業務のために開発・作成するソフトウェア及び契約先に出向いてソフトウェアを開発・作成する場合も含めてください。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1503 683 1693">ソフトウェア・プロダクト</td> <td data-bbox="683 1503 1418 1693"> 不特定多数のユーザーを対象として開発・作成するイージーオーダーまたはレディメイドのソフトウェアをいいます。 他の企業で開発したソフトウェアであっても、自社ブランド名で販売する場合はここに含めてください。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1693 683 1771">業務用パッケージ</td> <td data-bbox="683 1693 1418 1771"> 企業や官庁などで業務用に使われるソフトウェア・プロダクトをいいます。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1771 683 1928">ゲームソフト</td> <td data-bbox="683 1771 1418 1928"> 家庭用テレビゲーム、パソコン用ゲーム、携帯用ゲーム(単体で内蔵チップのみで起動するものは除きます)等のゲームソフトの開発・作成などを行う業務をいいます。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1928 683 2029">コンピュータ等基本ソフト</td> <td data-bbox="683 1928 1418 2029"> コンピュータシステムを管理し、基本的なユーザー操作環境を提供するソフトウェアをいいます。 </td> </tr> </tbody> </table>	業務種類	内容例示	受注ソフトウェア開発	特定のユーザーからの受注により、新たに開発・作成するオーダーメイドのソフトウェアをいい、システムインテグレーション・サービス()や保守業務も含めてください。 ()「システムインテグレーション・サービス」情報システムの企画提案(コンサルティング)から要件定義、開発・構築、運用、教育に至るまで、システム構築に係る一切を総合して提供するサービス(LAN等ネットワーク構築を含む。)情報処理サービス業者が受託計算業務のために開発・作成するソフトウェア及び契約先に出向いてソフトウェアを開発・作成する場合も含めてください。	ソフトウェア・プロダクト	不特定多数のユーザーを対象として開発・作成するイージーオーダーまたはレディメイドのソフトウェアをいいます。 他の企業で開発したソフトウェアであっても、自社ブランド名で販売する場合はここに含めてください。	業務用パッケージ	企業や官庁などで業務用に使われるソフトウェア・プロダクトをいいます。	ゲームソフト	家庭用テレビゲーム、パソコン用ゲーム、携帯用ゲーム(単体で内蔵チップのみで起動するものは除きます)等のゲームソフトの開発・作成などを行う業務をいいます。	コンピュータ等基本ソフト	コンピュータシステムを管理し、基本的なユーザー操作環境を提供するソフトウェアをいいます。
業務種類	内容例示													
受注ソフトウェア開発	特定のユーザーからの受注により、新たに開発・作成するオーダーメイドのソフトウェアをいい、システムインテグレーション・サービス()や保守業務も含めてください。 ()「システムインテグレーション・サービス」情報システムの企画提案(コンサルティング)から要件定義、開発・構築、運用、教育に至るまで、システム構築に係る一切を総合して提供するサービス(LAN等ネットワーク構築を含む。)情報処理サービス業者が受託計算業務のために開発・作成するソフトウェア及び契約先に出向いてソフトウェアを開発・作成する場合も含めてください。													
ソフトウェア・プロダクト	不特定多数のユーザーを対象として開発・作成するイージーオーダーまたはレディメイドのソフトウェアをいいます。 他の企業で開発したソフトウェアであっても、自社ブランド名で販売する場合はここに含めてください。													
業務用パッケージ	企業や官庁などで業務用に使われるソフトウェア・プロダクトをいいます。													
ゲームソフト	家庭用テレビゲーム、パソコン用ゲーム、携帯用ゲーム(単体で内蔵チップのみで起動するものは除きます)等のゲームソフトの開発・作成などを行う業務をいいます。													
コンピュータ等基本ソフト	コンピュータシステムを管理し、基本的なユーザー操作環境を提供するソフトウェアをいいます。													

調査事項ごとの記入注意 (つづき)

番号	調査事項	記入注意																
4	年間売上高 (つづき)	<p>< 情報処理・提供サービス業務 ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 360 683 398">業務種類</th> <th data-bbox="683 360 1418 398">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 398 683 584">情報処理サービス</td> <td data-bbox="683 398 1418 584">オンライン情報処理、オフライン情報処理、ASP (アプリケーション・サービス・プロバイダー) サービス (ソフトウェアの作成から一貫して行うものに限る) 情報処理コンサルティングサービス (IT 関連投資に係わる企画コンサルティングのみ) など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 584 683 1099">システム等管理運営受託</td> <td data-bbox="683 584 1418 1099">ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営を受託するサービス業務、アウトソーシングサービス (データセンターに係わる業務を含めますが、サーバーをインターネット回線及び専用回線により契約先の PC 等に接続し、サーバーシステムの運用・管理等の業務を行うインターネットデータセンターは含めません) をここに含めてください。 オペレーター、キーパンチャーなどを契約先に派遣して運営する場合もここに含めます。ただし、労働者派遣法上の労働者派遣に該当する場合は「その他業務」の「サービス業務」に含めてください。 システムの構築を含め一括受注した場合は、それぞれの業務に分割して記入してください。分割が困難であればここに含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1099 683 1173">データベースサービス</td> <td data-bbox="683 1099 1418 1173">コンピュータに各種データを収集、加工、蓄積し、要求に応じて情報として提供する業務をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1173 683 1285">インターネットによるもの</td> <td data-bbox="683 1173 1418 1285">インターネットなどのネットワーク経由でのデータベースの提供業務をいいます。(情報の収集、加工を行い、情報提供を行っているものに限る。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1285 683 1397">その他</td> <td data-bbox="683 1285 1418 1397">インターネットなどのネットワーク経由によらないオンラインでの提供、その他磁気テープ、CD-ROM などのパッケージメディアによる提供業務をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1397 683 1541">各種調査</td> <td data-bbox="683 1397 1418 1541">シンクタンク業務、コンサルティング (情報処理コンサルティングサービスは本業務種類区分の「情報処理サービス」に含めてください。)、市場調査、世論調査、経済調査などの業務をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1541 683 1727">その他</td> <td data-bbox="683 1541 1418 1727">キーパンチなどのデータ入力、情報サービス業に係わる講習会・教育訓練の講師など労働者派遣法に基づく派遣契約によらない業務 (業務請負など) の収入、その他上記以外の情報処理・提供サービス業の業務をいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「インターネット附随サービス業務」(日本標準産業分類 (JSIC) 小分類番号 401) についてはこの調査の対象とはなりません。(ただし、以下のとおり、一部調査の対象となる業務もあります。)</p> <p>【インターネット附随サービス業務の主な業務】</p> <p>ASP (アプリケーション・サービス・プロバイダー) 業務 ソフトウェアを購入し、オフィス・アプリケーションを複数の利用者にネットワーク経由で提供し、対価として利用料を徴収するサービス業務 (ただし、ソフトウェアの作成から一貫して行うものは、この</p>	業務種類	内容例示	情報処理サービス	オンライン情報処理、オフライン情報処理、ASP (アプリケーション・サービス・プロバイダー) サービス (ソフトウェアの作成から一貫して行うものに限る) 情報処理コンサルティングサービス (IT 関連投資に係わる企画コンサルティングのみ) など	システム等管理運営受託	ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営を受託するサービス業務、アウトソーシングサービス (データセンターに係わる業務を含めますが、サーバーをインターネット回線及び専用回線により契約先の PC 等に接続し、サーバーシステムの運用・管理等の業務を行うインターネットデータセンターは含めません) をここに含めてください。 オペレーター、キーパンチャーなどを契約先に派遣して運営する場合もここに含めます。ただし、労働者派遣法上の労働者派遣に該当する場合は「 その他業務 」の「 サービス業務 」に含めてください。 システムの構築を含め一括受注した場合は、それぞれの業務に分割して記入してください。分割が困難であればここに含めてください。	データベースサービス	コンピュータに各種データを収集、加工、蓄積し、要求に応じて情報として提供する業務をいいます。	インターネットによるもの	インターネットなどのネットワーク経由でのデータベースの提供業務をいいます。(情報の収集、加工を行い、情報提供を行っているものに限る。)	その他	インターネットなどのネットワーク経由によらないオンラインでの提供、その他磁気テープ、CD-ROM などのパッケージメディアによる提供業務をいいます。	各種調査	シンクタンク業務、コンサルティング (情報処理コンサルティングサービスは本業務種類区分の「 情報処理サービス 」に含めてください。)、市場調査、世論調査、経済調査などの業務をいいます。	その他	キーパンチなどのデータ入力、情報サービス業に係わる講習会・教育訓練の講師など労働者派遣法に基づく派遣契約によらない業務 (業務請負など) の収入、その他上記以外の情報処理・提供サービス業の業務をいいます。
業務種類	内容例示																	
情報処理サービス	オンライン情報処理、オフライン情報処理、ASP (アプリケーション・サービス・プロバイダー) サービス (ソフトウェアの作成から一貫して行うものに限る) 情報処理コンサルティングサービス (IT 関連投資に係わる企画コンサルティングのみ) など																	
システム等管理運営受託	ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営を受託するサービス業務、アウトソーシングサービス (データセンターに係わる業務を含めますが、サーバーをインターネット回線及び専用回線により契約先の PC 等に接続し、サーバーシステムの運用・管理等の業務を行うインターネットデータセンターは含めません) をここに含めてください。 オペレーター、キーパンチャーなどを契約先に派遣して運営する場合もここに含めます。ただし、労働者派遣法上の労働者派遣に該当する場合は「 その他業務 」の「 サービス業務 」に含めてください。 システムの構築を含め一括受注した場合は、それぞれの業務に分割して記入してください。分割が困難であればここに含めてください。																	
データベースサービス	コンピュータに各種データを収集、加工、蓄積し、要求に応じて情報として提供する業務をいいます。																	
インターネットによるもの	インターネットなどのネットワーク経由でのデータベースの提供業務をいいます。(情報の収集、加工を行い、情報提供を行っているものに限る。)																	
その他	インターネットなどのネットワーク経由によらないオンラインでの提供、その他磁気テープ、CD-ROM などのパッケージメディアによる提供業務をいいます。																	
各種調査	シンクタンク業務、コンサルティング (情報処理コンサルティングサービスは本業務種類区分の「 情報処理サービス 」に含めてください。)、市場調査、世論調査、経済調査などの業務をいいます。																	
その他	キーパンチなどのデータ入力、情報サービス業に係わる講習会・教育訓練の講師など労働者派遣法に基づく派遣契約によらない業務 (業務請負など) の収入、その他上記以外の情報処理・提供サービス業の業務をいいます。																	

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意										
4	年間売上高(つづき)	<p>調査の対象となります。)</p> <p>IDC(インターネットデータセンター)業務 IDCが保有するサーバーをインターネット回線又は専用回線により契約先のPC等に接続し、サーバーシステムの運用、管理等の業務及びインターネットのためのサーバーの賃貸、管理等を行うサーバホスティング・ハウジング業務(ただし、従来型のバッチ処理による計算処理等は、この調査の対象となります。)</p> <p>コンテンツ配信業務 ソフトウェアの作成を行わず、インターネット上で映像、音楽、オンラインゲーム等を配信する業務(ただし、不動産情報、気象情報及び経済情報等の情報を収集・加工し、情報の提供を行う業務は、この調査の対象となります。)</p> <p>その他 インターネットを利用する事業等をサポートするサービス業務(広告のためにインターネット上に場所を提供している広告媒体等のポータル事業及び課金・決済・回収代行等のプラットフォーム事業等)</p>										
5	年間売上高の契約先産業別割合	<p>(1)「住たる業務」の年間売上高の契約先産業別割合について 契約先(取引相手)の各産業の割合の合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>(2)契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="448 1223 1422 2047"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 1223 619 1263">契約先産業</th> <th data-bbox="619 1223 1422 1263">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 1263 619 1384">建設業</td> <td data-bbox="619 1263 1422 1384">土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1384 619 1659">製造業</td> <td data-bbox="619 1384 1422 1659">食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1659 619 1733">電気・ガス・熱供給水道業</td> <td data-bbox="619 1659 1422 1733">電気業、ガス業、熱供給業、水道業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1733 619 2047">情報通信業(同業者(9頁の()参照)を除く)</td> <td data-bbox="619 1733 1422 2047">通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に付随するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業(9頁の()参照)、インターネット付随サービス業(6頁の(注)参照)、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業)</td> </tr> </tbody> </table>	契約先産業	業種例示	建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業	電気・ガス・熱供給水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	情報通信業(同業者(9頁の()参照)を除く)	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に付随するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業(9頁の()参照)、インターネット付随サービス業(6頁の(注)参照)、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業)
契約先産業	業種例示											
建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業											
製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業											
電気・ガス・熱供給水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業											
情報通信業(同業者(9頁の()参照)を除く)	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に付随するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業(9頁の()参照)、インターネット付随サービス業(6頁の(注)参照)、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業)											

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																				
5	年間売上高の契約先産業別割合(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="453 360 619 394">契約先産業</th> <th data-bbox="619 360 1422 394">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="453 394 619 678">運輸業</td> <td data-bbox="619 394 1422 678">鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 678 619 748">卸売・小売業</td> <td data-bbox="619 678 1422 748">商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 748 619 891">金融・保険業</td> <td data-bbox="619 748 1422 891">銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 891 619 925">不動産業</td> <td data-bbox="619 891 1422 925">不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 925 619 1068">飲食店、宿泊業</td> <td data-bbox="619 925 1422 1068">食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1068 619 1568">サービス業</td> <td data-bbox="619 1068 1422 1568">専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1568 619 1601">公務</td> <td data-bbox="619 1568 1422 1601">国家及び地方公務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1601 619 1671">同業者</td> <td data-bbox="619 1601 1422 1671">「ソフトウェア業」又は「情報処理・提供サービス業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(9頁の()参照)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1671 619 2063">その他</td> <td data-bbox="619 1671 1422 2063">農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。</td> </tr> </tbody> </table>	契約先産業	業種例示	運輸業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業	卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等	金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)	不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業	飲食店、宿泊業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業	サービス業	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)	公務	国家及び地方公務	同業者	「ソフトウェア業」又は「情報処理・提供サービス業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(9頁の()参照)	その他	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。
契約先産業	業種例示																					
運輸業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業																					
卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等																					
金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)																					
不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業																					
飲食店、宿泊業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業																					
サービス業	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)																					
公務	国家及び地方公務																					
同業者	「ソフトウェア業」又は「情報処理・提供サービス業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(9頁の()参照)																					
その他	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。																					

調査事項ごとの記入注意 (つづき)

番号	調査事項	記入注意						
5	年間売上高の契約先産業別割合 (つづき)	<p>() 契約先産業区分における「同業者」について</p> <p>あなたの事業所が「ソフトウェア業」である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約先が「ソフトウェア業」を営む場合は、「同業者」としてください。 ・契約先が「情報処理・提供サービス業」を営む場合は、「同業者」ではなく「情報通信業(同業者を除く)」としてください。 <p>あなたの事業所が「情報処理・提供サービス業」である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約先が「情報処理・提供サービス業」を営む場合は、「同業者」としてください。 ・契約先が「ソフトウェア業」を営む場合は、「同業者」ではなく「情報通信業(同業者を除く)」としてください。 <p>契約先が「ソフトウェア業」か「情報処理・提供サービス業」かの判断が困難な場合には、「同業者」としてください。</p> <p>「ソフトウェア業」及び「情報処理・提供サービス業」の業務の定義は、本記入注意の「 .(1) 及び(2) 」(1頁参照)に従ってください。</p>						
6	年間営業費用及び年間営業費用有形固定資産取得額	<p>(1) 「 事業所の年間営業費用及び「主たる業務」の年間営業費用(消費税額を含む。) 」について</p> <p>年間営業費用については、<u>あなたの事業所(企業ではありません。)</u>と「主たる業務」の両項目ごとにそれぞれ記入してください。なお、「主たる業務」についての区分経理がされていないため項目ごとの記入が困難な場合には、事業所の総売上高に占める「主たる業務」の売上高の比率を用いて事業所の営業費用を按分して、「主たる業務」に係る営業費用を記入してください。</p> <p>年間営業費用については、<u>あなたの事業所(企業ではありません。)</u>が平成17年11月1日から平成18年10月31日までの1年間にかかった費用について記入してください。</p> <p>なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。</p> <p>当該年間営業費用には、営業として行っていない財産運用や財産売却による費用は含めないでください。</p> <p>年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="451 1491 1422 2002"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 1491 619 1529">費用区分</th> <th data-bbox="619 1491 1422 1529">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 1529 619 1895">給与支給総額</td> <td data-bbox="619 1529 1422 1895"> <p>平成17年11月1日から平成18年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1895 619 2002">外注費</td> <td data-bbox="619 1895 1422 2002"> <p>業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費用例示	給与支給総額	<p>平成17年11月1日から平成18年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</p>	外注費	<p>業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p>
費用区分	費用例示							
給与支給総額	<p>平成17年11月1日から平成18年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</p>							
外注費	<p>業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p>							

調査事項ごとの記入注意 (つづき)

番号	調査事項	記入注意																						
6	年間営業費用及び年間営業用有形固定資産取得額 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="448 360 1422 1137"> <thead> <tr> <th colspan="2">費用区分</th> <th>費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">減価償却費</td> <td>取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">借料</td> <td>土地・建物</td> <td>土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td>機械・装置</td> <td>機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の営業費用</td> <td>「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 「事業所の過去1年間における営業用有形固定資産取得額(消費税額を含む。)」</p> <p>「事業所の営業用有形固定資産取得額」には、平成17年11月1日から平成18年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。</p> <p>なお、この1年間に営業用有形固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。</p> <p>年間営業用有形固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>年間営業用有形固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="448 1621 1422 1989"> <thead> <tr> <th>資産区分</th> <th>資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・設備・装置</td> <td>耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用</td> </tr> <tr> <td>建物・その他の有形固定資産</td> <td>建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> </tr> </tbody> </table>	費用区分		費用例示	減価償却費		取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。	借料	土地・建物	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	機械・装置	機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。	その他の営業費用		「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など	資産区分	資産例示	機械・設備・装置	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した費用	土地	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用	建物・その他の有形固定資産	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など
費用区分		費用例示																						
減価償却費		取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。																						
借料	土地・建物	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。																						
	機械・装置	機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。																						
その他の営業費用		「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など																						
資産区分	資産例示																							
機械・設備・装置	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した費用																							
土地	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用																							
建物・その他の有形固定資産	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など																							

調査事項ごとの記入注意 (つづき)

番号	調査事項	記入注意												
7	従業者数	<p>(1) 従業者数は、平成18年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「事業所の従業者数」 事業所の従業者数について、以下に従って記入してください。 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の事業所に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。 上記において「別経営の事業所に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。 「総計のほかには別経営の事業所から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。 派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。 従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1" data-bbox="448 936 1422 2042"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 936 699 969">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 936 1422 969">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 969 699 1384">個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</td> <td data-bbox="699 969 1422 1384">個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1384 699 1664">有給役員</td> <td data-bbox="699 1384 1422 1664">個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1664 699 1798">常用雇用者</td> <td data-bbox="699 1664 1422 1798">一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成18年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1798 699 1910">一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</td> <td data-bbox="699 1798 1422 1910">常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1910 699 2042">パート アルバイトなど</td> <td data-bbox="699 1910 1422 2042">常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人</td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内容例示	個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。	有給役員	個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。	常用雇用者	一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成18年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人	一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人	パート アルバイトなど	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人
雇用形態区分	内容例示													
個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。													
有給役員	個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。													
常用雇用者	一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成18年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人													
一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人													
パート アルバイトなど	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人													

調査事項ごとの記入注意 (つづき)

番号	調査事項	記入注意																						
7	従業者数 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="451 353 1422 875"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 353 699 387">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 353 1422 387">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 387 699 488">臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)</td> <td data-bbox="699 387 1422 488">「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 488 699 555">総計 (からの合計)</td> <td data-bbox="699 488 1422 555">「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の総計 (合計欄)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 555 699 719">総計 (～の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人</td> <td data-bbox="699 555 1422 719">「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 745 699 875">総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</td> <td data-bbox="699 745 1422 875">「個人業主」欄から「臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="435 909 1449 943">(4) 「主たる業務」の部門別従事者数</p> <p data-bbox="488 943 1449 1070">「主たる業務」の部門別従事者数については、「主たる業務」に携わる従事者数 (参照) を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務 (例えば、就業時間数の多かった部門) で区分してください。</p> <p data-bbox="520 1070 1449 1198">() 従事者数とは、従業者数 (「 」欄の総計) から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の事業所から派遣されていても「主たる業務」以外の業務に従事している人は除きます。</p> <p data-bbox="488 1198 1449 1265">この欄では、「主たる業務」に携わる従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <div data-bbox="520 1279 1318 1406" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「 」欄の従業者数総計 (～の合計) - 別経営の事業所に派遣している人 + 別経営の事業所から派遣されている人のうち、主たる業務に携わる人数 (従事者数)</p> </div> <p data-bbox="512 1429 1286 1462">部門別従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="451 1487 1406 2056"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 1487 683 1520">部門区分</th> <th data-bbox="683 1487 1406 1520">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 1520 683 1742">管理・営業部</td> <td data-bbox="683 1520 1406 1742">一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、受注ソフトウェア・情報処理サービスなどの成果物の納品などの業務に従事する人有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1742 683 1832">システムエンジニア</td> <td data-bbox="683 1742 1406 1832">システムプランナー又はシステムアナリストともいわれ、主にシステム分析からシステム設計まで行い、システム設計書を取りまとめる業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1832 683 1899">プログラマ</td> <td data-bbox="683 1832 1406 1899">システム設計書により、プログラムの設計及びプログラム作成の業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1899 683 1966">研究員</td> <td data-bbox="683 1899 1406 1966">エコノミスト、アナリスト、その他の調査研究プロジェクトなどの業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1966 683 2056">その他</td> <td data-bbox="683 1966 1406 2056">オペレータ、キーパンチャー、資料の収集、市場調査、世論調査、コンサルティングに従事する者など上記以外の業務に従事する人</td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内容例示	臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人	総計 (からの合計)	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の総計 (合計欄)	総計 (～の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人	総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人	部門区分	内容例示	管理・営業部	一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、受注ソフトウェア・情報処理サービスなどの成果物の納品などの業務に従事する人有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。	システムエンジニア	システムプランナー又はシステムアナリストともいわれ、主にシステム分析からシステム設計まで行い、システム設計書を取りまとめる業務に従事する人	プログラマ	システム設計書により、プログラムの設計及びプログラム作成の業務に従事する人	研究員	エコノミスト、アナリスト、その他の調査研究プロジェクトなどの業務に従事する人	その他	オペレータ、キーパンチャー、資料の収集、市場調査、世論調査、コンサルティングに従事する者など上記以外の業務に従事する人
雇用形態区分	内容例示																							
臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人																							
総計 (からの合計)	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の総計 (合計欄)																							
総計 (～の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人																							
総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人																							
部門区分	内容例示																							
管理・営業部	一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、受注ソフトウェア・情報処理サービスなどの成果物の納品などの業務に従事する人有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。																							
システムエンジニア	システムプランナー又はシステムアナリストともいわれ、主にシステム分析からシステム設計まで行い、システム設計書を取りまとめる業務に従事する人																							
プログラマ	システム設計書により、プログラムの設計及びプログラム作成の業務に従事する人																							
研究員	エコノミスト、アナリスト、その他の調査研究プロジェクトなどの業務に従事する人																							
その他	オペレータ、キーパンチャー、資料の収集、市場調査、世論調査、コンサルティングに従事する者など上記以外の業務に従事する人																							